

様式第1号（第7条関係）

秋田市若者移住促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）秋田市長

秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

(フリガナ) 申請者の氏名		生年月日（転入 日の満年齢）	年 月 日 （ 歳）
出身都道府県		最終学歴※単に 「高校」「大学」 等のみ記載でも可	年 月卒業（修了）・退学
現住所	TEL		
転入後の住所	転入予定日 年 月 日		
対象経費	<input type="checkbox"/> 住宅の新築 <input type="checkbox"/> 引越 <input type="checkbox"/> 住宅の購入 <input type="checkbox"/> 免許取得又は自動車等の購入 <input type="checkbox"/> 住宅の賃借 <input type="checkbox"/> 家具、家電製品の購入		
所要額	円（詳細別添見積書参照）		
＜同居する世帯員＞			
(フリガナ) 氏名1		生年月日（転入 日の満年齢）	年 月 日 （ 歳）
出身都道府県		最終学歴※	年 月卒業（修了）・退学
(フリガナ) 氏名2		生年月日（転入 日の満年齢）	年 月 日 （ 歳）
出身都道府県		最終学歴※	年 月卒業（修了）・退学
(フリガナ) 氏名3		生年月日（転入 日の満年齢）	年 月 日 （ 歳）
出身都道府県		最終学歴※	年 月卒業（修了）・退学

【添付書類】

(1) 全員共通

- 転入前の住所地の世帯全員の住民票
- 世帯全員の秋田市市税に未納がないことを証する納税証明書（秋田市市税が課税されていない場合にあっては、固定資産税に係る資産なし証明書）
- 雇用通知書、事業計画書など「市内で新たに常用雇用される者又は新たに事業を営もうとする者」であることを確認できる書類の写し（県外本社企業の場合は、主な勤務地が秋田県であることが明記されていること。）

(2) 住居の確保に要する費用の申請

- 住宅の新築の場合：工事請負契約書の写し、工事内訳明細書の写し、工事着手前の写真および建築基準法に基づく確認済証の写し
- 住宅の購入の場合：売買契約書の写し、当該住宅の外観の全景写真、重要事項説明書等当該住宅の内容を確認できる書類の写し
- 住宅の賃借の場合：賃貸借契約書の写し、重要事項説明書等当該住宅の内容を確認できる書類の写しおよび初期費用に係る見積書の写し
- 転居の場合：引越費用に係る見積書の写し

(3) 移動手段の確保に要する費用の申請

- 免許取得費用又は自動車等購入費用の見積書の写し

(4) 生活必需品の購入に要する費用の申請

- 家具・家電製品の購入費用の見積書の写し

【県外出身者加算の該当者】

県外出身者加算に該当する場合は、次に掲げる書類のうち2以上を添付すること。

- 戸籍謄本や改製原戸籍謄本など、「秋田県内に本籍を有したことがないこと」を確認できる書類
- 戸籍の附票など、「出生から中学校を卒業するまでの間、継続して秋田県外で生活していたこと」を確認できる書類
- 「秋田県外の高等学校（又は中等教育学校）を卒業したこと」を確認できる卒業証明書

様式第2号（第7条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所

署名

秋田市若者移住促進事業補助金の申請に当たり、次に掲げる事項について誓約および同意をします。

- (1) 高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校又は専修学校を卒業（修了・退学）した後、県外に1年以上居住している。
- (2) 世帯の構成員に暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいない。
- (3) 世帯の構成員に過去にこの補助金又は子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱に定める補助金の交付を受けた者がいない。
- (4) 同居人に国家公務員又は地方公務員（会計年度任用職員、臨時的任用職員および特別職非常勤職員を除く。）として勤務しようとする者がいない。
- (5) 補助金の審査その他補助金の適正な執行に必要な範囲で、世帯員の住民基本台帳の情報を市が閲覧すること、および市長が報告、調査等が必要と認めるときは、これに協力する。
- (6) 転入日以降5年以内に市外に転出したときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還する。
- (7) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたこと等により、補助金の返還を求められたときは、これを返還する。
- (8) 世帯の構成員に秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱第3条の要件に該当する者がいない。

様式第3号（第8条関係）

秋田市指令第 号

住所

氏名

秋田市若者移住促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった秋田市若者移住促進事業補助金について、下記のとおり交付する。

年 月 日

秋田市長

記

1 交付決定額

2 交付の条件

様式第4号（第8条関係）

秋田市指令第 号

住所

氏名

秋田市若者移住促進事業不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった秋田市若者移住促進事業補助金
について、下記の理由により交付しないことを決定したので通知する。

年 月 日

秋田市長

記

1 不交付決定の理由

様式第 5 号（第 10 条関係）

秋田市若者移住促進事業補助金交付決定事業内容変更申請書

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった秋田市若者移住促進事業補助金に係る交付決定事業について、次のとおり変更したいので、秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類

様式第6号（第11条関係）

秋田市若者移住促進事業補助金交付決定事業中止承認申請書

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった秋田市若者移住促進事業補助金に係る交付決定事業について、次のとおり中止したいので、秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

1 中止の理由

様式第7号（第11条関係）
秋田市指令第 号

住所
氏名

秋田市若者移住促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した秋田市若者移住促進事業補助金について、下記の理由により交付決定を取り消すこととしたので、秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

年 月 日

秋田市長

記

1 取消額

2 取消しの理由

様式第8号（第12条関係）

秋田市若者移住促進事業補助金実績報告書

（宛先）秋田市長

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

- 1 交付決定額
- 2 補助金確定額
- 3 差引き戻入額

【添付書類】

(1) 全員共通

- 交付決定事業に係る領収書の写し
- 世帯全員の転入後の住民票

(2) 住宅の新築又は購入の場合

- 工事の施工中および施工後の写真（新築の場合に限る。）
- 建築基準法に基づく検査済証の写し（新築の場合に限る。）
- 建物の登記事項証明書

様式第9号（第13条関係）

秋田市指令第 号

住所

氏名

秋田市若者移住促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった秋田市若者移住促進事業補助金
について、下記のとおり補助金額を確定する。

年 月 日

秋田市長

記

1 交付確定額

様式第 10 号 (第 14 条関係)

秋田市若者移住促進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった秋田市若者移住促進事業補助金の交付を受けたいので、秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱第 14 条の規定により次のとおり請求します。

1 請求額

2 振込先

振込先金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合 支店
口座番号	(普通)
口座名義 (フリガナ)	※本人名義に限る。

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所
氏名

秋田市若者移住促進事業補助金に係る転出理由申出書

年 月 日秋田市指令第 号で交付決定のあった秋田市若者移住促進事業補助金について、秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、転出した理由について申出します。

記

1 事情

- 雇用企業等の倒産
- 交付決定者又は当該交付決定者と同居する者が経営する企業等の倒産
- 交付決定者又は当該交付決定者と同居する者の罹災
- 交付決定者又は当該交付決定者と同居する者の病気
- その他の事情
- いずれにも該当しない

2 理由

1 で選択した内容についての詳細は、次のとおりです。

()

3 添付資料

1 で選択した内容を確認できる書類として次の資料を添付します。

- 倒産したことを確認できる書類
- 倒産した企業等に勤務していたこと又は倒産した企業等を経営していたことを確認することができる書類
- 罹災証明書
- 診断書（90 日以上の期間の療養が必要であって、就業が困難と認められる内容であるもの）
- その他必要書類

様式第 12 号 (第 17 条関係)

秋田市若者移住促進事業補助金返還請求書

第 号
年 月 日

様

秋田市長

年 月 日付け 第 号で交付決定した秋田市若者世帯移住促進事業補助金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱第 17 条の規定により返還を請求します。

1 補助金交付済額

2 返還請求額

3 取消しの理由

4 返還期限

年 月 日

5 返還方法

別添の納入通知書により返還期限までに最寄りの秋田市指定金融機関へ納入してください。